

■第3期大阪市地域福祉基本計画（素案）からの主な変更点

資料2

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 見え消し は削除	内容 下線 は追加	
1	全般	【例】 令和6年度～令和8年度	【例】 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度	★パブリック・コメント意見35を反映
2	4ページ	（2）大阪市基本構想との関係 【大阪市基本構想については、資料編◆P.149に一部（抜粋）を掲載】	（2）大阪市基本構想等との関係 また、大阪市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくための政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策の取りまとめとして2024（令和6）年3月に策定された「大阪市未来都市創生総合戦略」では、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」ことを基本目標の1つとしており、本計画において方向性を共有しています。 【大阪市基本構想等については、資料編◆P.149に一部（抜粋）を掲載】	令和6年3月に策定予定の「大阪市未来都市創生総合戦略（案）」について記載を追加
3	7ページ	社会福祉協議会は、社会福祉法において規定された地域福祉推進の中心的な担い手となる団体であり、大阪市及び全区に設置されています。大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、大阪市では、極めて公共性の高い団体として、準行政機関と位置づけています。	社会福祉協議会は、社会福祉法において規定された地域福祉推進の中心的な担い手となる団体であり、大阪市及び全区に設置されています。 大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が社会福祉法に基づき設置された極めて公共性の高い民間団体であることなどから、 大阪市では、行政に準ずる 機関として位置づけています。	地域福祉専門分科会委員意見
4	11ページ	【隣近所】 ・自治会や振興町会などの町内会（以下「町会」という。）が組織され、日常的な交流が行われる。	【隣近所】 ・自治会や振興町会など（以下「町会」という。）が近隣住民による自治的な団体として組織され、日常的な交流が行われる。	地域福祉専門分科会委員意見
5	14ページ	➡ 誰もが安心して暮らせるよう、セーフティネットとしての役割が重要であり、経済的・社会的自立に向けた支援が必要です。	➡ 誰もが安心して暮らせるよう、セーフティネットとしての役割が重要であり、経済的自立の支援だけでなく、社会生活、日常生活の自立に向けた支援が必要です。	地域福祉専門分科会委員意見
6	19ページ	2 地域福祉にかかる法・制度の動向 ① 国の動向について （イ）生活困窮者自立支援制度 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急小口資金等の特例貸付や生活困窮者自立支援金の支給、また、住居確保給付金の対象者の拡充や受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和等のさまざまな緊急的な経済支援策が実施されました。 生活困窮者自立支援制度では、従来の支援に加えて、こういった支援を受けられた方々への丁寧なフォローアップ支援をしていくことが必要であり、 経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざしています。 （生活困窮者自立支援制度における各事業の内容については◆P.77に掲載）	2 地域福祉にかかる法・制度の動向 ① 国の動向について （イ）生活困窮者自立支援制度 2020（令和2）年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急小口資金等の特例貸付や生活困窮者自立支援金の支給といった緊急的な経済支援策や、住居確保給付金の対象者の拡充等のさまざまな支援策が実施されました。 緊急的な経済支援策については既に終了されていますが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても従来の支援に加えて、緊急的な経済支援を受けられた方々への丁寧なフォローアップ支援が実施されています。 また、コロナ禍においては、性別や年代を問わず住まい不安定に関する相談が増加しました。就業先の寮等に居住している者には、失業等と同時に住まいを失うリスクがあることや終夜営業の店舗等を行き来している不安定居住者が一定数存在していることが明らかになっています。 生活困窮者等の生活の安定に向けては、生活の基盤そのものである「住まい」の確保が必要不可欠であり、居住支援に関しては、「全世代型社会保障構築会議」における議論や、国土交通省・厚生労働省・法務省が3省合同で実施している「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」においても議論が深められています。	令和5年12月に国の「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」が取りまとめられたことを受け、生活困窮者自立支援制度にかかる国の動向に関する記載を追加 [関連：項番8、11]
7	24ページ	・生活困窮者自立支援制度を通じ、「断らない相談」を推進するとともに、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組みます。	・生活困窮者自立支援制度等を通じ、「断らない相談」を推進するとともに、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組みます。	地域福祉専門分科会委員意見

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
8	24ページ ↓ 25ページ	② 国の動向を踏まえた大阪市の方針 大阪市の方針 【相談支援体制の整備】 (追記)	② 国の動向を踏まえた大阪市の方針 大阪市の方針 【相談支援体制の整備】 ・居住支援法人や関係機関と連携し、 <u>住まいに関する困りごとをお持ちの方（例えば、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）</u> の居住支援に取り組みます。	「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」を受け、生活困窮者自立支援制度にかかる本市の方針に関する記載を整理 及び地域福祉専門分科会委員意見 [関連：項番6、11]
9	32ページ	③ 困難な問題を抱える女性への支援 これまで実施されてきた売春防止法に基づく婦人保護事業は「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としており、困難な問題に直面している女性の保護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分でした。 (中略) 本市においても、国の定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」などを勘案し、 <u>基本計画が策定される予定です。その際には、「大阪市男女共同参画基本計画」や、他の関係計画との調和に努めることとされています。</u>	③ 困難な問題を抱える女性への支援 これまで実施されてきた売春防止法に基づく婦人保護事業は「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としており、困難な問題に直面している女性 <u>の人権</u> の保護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分でした。 (中略) 本市においても、国の定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」などを勘案して、 <u>「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、「大阪市男女共同参画基本計画」や、他の関係計画と連携を図りながら、施策の推進を図ることとしています。</u>	令和6年3月に策定予定の「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）」の内容を反映
10	58ページ ・ 67ページ	主な取組17「区社協・市社協による地域福祉活動への支援」 ・（略） ・市社協が、 <u>市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協</u> を支援します。 ・（略）	主な取組17「区社協・市社協による地域福祉活動への支援」 ・（略） ・市社協は、 <u>上記の区社協による地域活動支援をサポートするとともに、市域全体で共通する課題や区域を越えたテーマに対して取組まれている活動</u> を支援します。 ・（略）	★パブリック・コメント意見26を反映

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
11	73ページ	（１）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援 ① 生活困窮者自立支援制度との連携 大阪市では、平成27年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけるとともに、他の機関とも連携するなどして生活困窮者の早期把握に努めています。相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、<u>具体的な</u>支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して<u>見えてくる</u>地域課題や地域に不足する社会資源の検討など、地域ネットワークづくりを進めています。（◆P.19、P.77参照） また、<u>これまでの生活困窮者支援における情報共有は、本人同意が原則であることから、本人の同意が得られずに関係者間での情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきました。</u> 平成30年の法改正により新たに設けられた支援会議では、会議体の構成員に対<u>して守秘義務をかけることによって、</u>本人の同意が得られない場合であっても、関係機関で<u>気になっている個々の</u>困窮が疑われるような<u>ケース</u>の情報共有が可能となりました。 大阪市では、個々の<u>ケース</u>につき検討を行う<u>担当者</u>会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う<u>全体</u>会議の二層構造を基本とし、<u>令和元年度末までにすべての区において支援会議の運用を開始しています。</u> 生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた世帯も多いことから、支援会議を活用し、前述の「つながる場」<u>を通じて</u>解決を図るなど、連携して取組を進めています。	（１）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援 ① 生活困窮者自立支援制度との連携 <u>生活困窮者自立支援制度は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性など生活困窮者が抱えるさまざまな状況に応じ、自立相談支援事業を中核として、早期に包括的な支援を行うものです。</u> 大阪市では、2015（平成27）年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけるとともに、他の機関とも連携するなどして生活困窮者の早期把握に努めています。相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、<u>法に基づく事業の外、その他の制度によるサービス、インフォーマルな支援等を組み合わせた</u>支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して<u>把握された</u>地域課題や地域に不足する社会資源等について検討を行い、<u>地域</u>のネットワークづくりを進めています。（◆P.19、P.77参照） また、<u>生活困窮者の個人情報</u>を関係機関等と共有する際には、<u>本人の同意を得ることが基本となることから、制度開始当初は、本人の同意が得られない場合に</u>関係機関間での情報共有が進まず、深刻な困窮状態を<u>把握することや</u>予防的な措置を取ることが困難となっていました。 <u>こういった課題に対して、2018（平成30）年の法改正により設けられた支援会議では、会議の構成員に対する守秘義務が設けられており、本人の同意が得られない場合であっても、関係機関でそれぞれ把握している困窮が疑われるような事案について情報共有することが可能となりました。</u> 大阪市では、<u>全区において、個々の事案について</u>検討を行う会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う会議の二層構造を基本とした支援会議<u>を設置しています。また、</u>生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた世帯も多いことから、支援会議を活用し、前述の「つながる場」<u>において</u>解決を図るなど、連携して取組を進めています。	令和5年12月に国の「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」が取りまとめられたことを受け、生活困窮者自立支援制度にかかる本市の取組に関する記載を整理 〔関連：項番6、8〕
12	82ページ	2 権利擁護支援体制の強化 （１）虐待防止の取組の推進 主な取組 <i>（追記）</i>	2 権利擁護支援体制の強化 （１）虐待防止の取組の推進 主な取組 <u>48 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの暴力について、暴力根絶に向けた予防教育・啓発等に取り組むとともに、大阪市配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉センター、こども相談センター、警察等関係機関が連携し、被害者の安全確保を行います。</u>	★パブリック・コメント意見29を反映
13	86ページ	2 権利擁護支援体制の強化 （２）成年後見制度等の利用促進 主な取組 <i>（追記）</i>	2 権利擁護支援体制の強化 （２）成年後見制度等の利用促進 主な取組 <u>52 消費者被害の防止等の取組</u> ・消費者センターを中心として「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域において認知症高齢者や障がい者等の「消費生活上特に配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークを構築しています。 ・ネットワークの構成団体（市社協、大阪市老人クラブ連合会、大阪府警察本部等）の連携、情報共有により、消費者被害に遭っている、または、その心配がある消費者を地域で発見し、消費者センターの相談につなぐ等、消費者被害の救済を図る取組を進めます。	★パブリック・コメント意見30を反映

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 見え消し は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
14	96ページ	（２）行政職員の専門性の向上 そのような状況の中で、各区保健福祉センターやこども相談センター等において本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識や調整力、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。	（２）行政職員の専門性の向上 そのような状況の中で、各区保健福祉センターやこども相談センター等において本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識や調整力、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案 <u>への対応や</u> 権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。	令和６年３月に改訂予定の「大阪市『福祉職員』人材育成基本方針（案）」の内容を反映
15	97ページ	重点的な取組 福祉職員の育成・専門性の向上 本市では、近年多くの福祉職員を <u>新たに</u> 採用しており、一層人材育成の重要性が増しています。 【取組の内容】 →社会の動向や福祉職員の全体状況を見据え、効果的な人材育成をはかるため、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針の定期的な検証を実施します。	重点的な取組 福祉職員の育成・専門性の向上 本市では、近年多くの福祉職員を採用しており、一層人材育成の重要性が増しています。 <u>このような福祉職員の全体状況や社会の動向を踏まえ、基本方針について、必要な検証、改訂（2024（令和6）年3月改訂）を行いました。</u> 【取組の内容】 <u>・新規採用などの福祉職員に対し、より効果的なOJTを実施するために、OJTを実施する職員に対して、指導力を向上させるための支援を実施します。</u> <u>・福祉職員が管理職としても、その専門性を発揮することができるように、管理職も視野に入れたキャリア形成支援を実施します。</u>	
16	資料編1全体	—	—	時点更新、出典等の記載やグラフの調整
17	156ページ	（追記）	<u>【参考】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（抄）</u>	★パブリック・コメント意見12を反映
18	158ページ	用語解説「NPO」 Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organization（非営利団体）の略。 → さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。 NPOのうち、 <u>NPO法（特定非営利活動促進法）</u> に基づき法人格を取得した団体を、NPO法人（特定非営利活動法人）といいます。 <u>なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになります。</u>	用語解説「NPO」 Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organization（非営利団体）の略 <u>称で、</u> さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。 NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を、NPO法人（特定非営利活動法人）といいます。 <u>NPOは法人格の有無を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</u>	地域福祉専門分科会委員意見